

# 学科教本 統合版 改訂表

(令和3年9月25日版 対応)

**P.33**

P.34の『31.自転車専用』をP.33『30.自動車専用』の下に移動します。

**P.34**

以下の標識を追加し、『36』以降の番号を1つつ繰り下げます。

## 36. 広域災害応急対策車両専用



定められた駐車場で、広域災害応急対策時に道路管理者が認める車・人以外の車や人がその駐車場を利用できないことを示します。

(325の7)

**P.138**

『3 反則金を納付しなかったとき』

の内容を以下のように変更します。

交通反則告知書と納付書を渡されて、8日以内に反則金を納付しなかったときは、指定された通告センターに出頭して通告書で反則金納付の通告を受けることとなります。

通告を受けた人は、その日を含めて11日以内に銀行や郵便局、都道府県警察本部の反則金収納口座に反則金を納付すると、手続きは終わります。住所が遠いなどで通告センターに出頭できない人には、通告書が郵送されます。

このときは、郵送に要した費用を反則金とともに納めなければなりません。

もし、反則金を納めなかったときは、刑事裁判が家庭裁判所の審判を受けることとなります。